

フリーランスあんしん補償（自動付帯）

こんなとき、お役に立ちます！

保険金をお支払する主な場合

会員（以下：被保険者）がフリーランスとしての業務（日本国内で行う業務に限ります。）の遂行にあたり行った行為に起因して発生した偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を支払限度額の範囲内で次の①、②の保険金を支払います。

①法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償金

②損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等）によって生じた費用で、保険会社（損保ジャパン）が妥当かつ必要と認めたもの。

業務遂行中の補償

- ・ 自転車で配達中に通行人とぶつかり、ケガをさせてしまった。
- ・ 育児代行に等において、預かった子どもにケガをさせてしまった。
- ・ イベントに出展中、商品を陳列していた棚が倒れ、商品を見ていた来場者の子供に当たり、ケガをさせてしまった。

仕事の結果（PL責任）の補償

- ・ 飲食物を提供した結果、食中毒が発生した。
- ・ 納品物に欠陥があり、第三者にケガをさせてしまった。

受託物の補償

- ・ 依頼先や仕事場等の借用施設の壁や設備を誤って壊してしまった。
- ・ 預かっていた第三者の財物を誤って壊してしまった。

身体障害や財物損壊が発生しないような業務過誤の補償

【情報漏洩】

- ・ 業務に使用するパソコンがウィルスに感染し、企業情報が漏えいし、発注者に営業損失が発生した。
- ・ 納品したシステムに瑕疵があり、発注先の個人情報が出た。

【著作権侵害】

- ・ 発注者へ納品した成果物が第三者の盗用にあたるとされ、第三者から損害賠償請求を受けた。
- ・ 発注者へ納品した成果物が第三者の盗用であるとして発注者に営業損失が発生した。

【仕事の結果、生産物の瑕疵による経済的損害】

- ・ データ入力業務を受注したが、商品の発注数等の入力を取り、営業損害が発生した。
- ・ 納品したシステムに不具合が生じ、システムの使用不能による代替手段に要する費用が発生した。

【偶然な事故による納期遅延】

- ・ 入院による納期遅延のため、発注者の業務開始が遅延し発注者に営業損失が発生した。
- ・ 職場が罹災し、納期に間に合わなかったため、発注者から損害賠償請求を受けた。

※掲載事例はあくまで事例となりますので、補償対応のお約束をするものではありません。
※実際の事故内容によっては保険会社の状況確認を経て、補償範囲が異なる可能性があります。

支払限度額

保証内容	1事故あたりの補償限度額	期間中の限度額 ※1	自己負担額
業務遂行中の補償	5,000万円	なし	20万円
仕事の結果（PL責任）の補償	5,000万円	5億円	
受託財物の補償	500万円	5億円	
業務過誤の補償 ※2	500万円	5億円	

※1 期間中限度額は、保険会社が補償内容ごとに支払う支払限度額であるため、業務遂行中の補償を除いて、会員に対する支払限度額は全ての会員を合算して5億円を限度に支払われます。

※2 仕事の結果、情報漏洩、生産物（有体物）の瑕疵、偶然な事故による納期遅延

支払対象となる事故

フリーランス業務の遂行にあたり行った行為に起因して発生した偶然な事故

※フリーランス業務とは、会員が個人もしくは自らが代表をつとめる法人として行う業務をいい、他の法人に所属して行う業務を含みません。

※複数名のフリーランスが共同で行う業務や個人・法人を問わず複数名の役員・従業員が従事している企業の業務は、その業務に関わる全ての役員・従業員・フリーランスが会員となる必要があります。なお、会員同士の事故は対象外となりますのでご注意ください。

補償対象期間について

会員として承認された月の翌月15日午前0時以降に発生した事故が補償対象となります。ただし、会員として承認された日以降に行ったフリーランス業務に限ります。なお、賠償補償の内容は、保険会社との保険契約に基づき確定するため、次年度以降、変更になる可能性があります。

保険金がお支払できない主な場合（免責事項）

- ①被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ②以下の専門的職業行為に起因する賠償責任
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など
- ③施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の遂行に起因する賠償責任
- ⑤生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- ⑥貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ⑦被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任
- ⑧業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑨通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任
- ⑩業務の再遂行に要する費用に係る賠償責任
- ⑪保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し損害賠償請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
- ⑫予め設定した遡及日（保険証券記載の遡及日をいいます。）により前に生じた個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償責任
- ⑬サーバーに記載された個人情報データベース等には有効なアクセス制御が設けられていないことに起因する損害
- ⑭公的助成金等の申請代行業務に起因する賠償責任
- ⑮広告業における、契約条件より有利な条件での広告等の掲載に起因する賠償責任
- ⑯企画、コンサル等これに類する業務に起因する損害賠償責任
- ⑰建設工事につき行った行為に起因する損賠賠償責任

万一、事故が発生した場合

損害賠償を負うと思われる事故が発生した場合は、フリーランス会員ページにログイン後、「お問い合わせ」から「あんしん補償保険適用の依頼」を選択し、事故の内容をただちにご連絡ください。

事故報告を受けた損保ジャパンがご連絡しますので、ご相談をいただきながらご自身で被害者との示談交渉を行うこととなります。

す。事前に保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金額等をお支払になった場合は、その一部または全部について保険金をお支払できなくなる場合がありますのでご注意ください。

【保険契約者】

フリー株式会社 support@freenance.jp

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

※保険会社が被保険者の代わりに示談交渉を行うことはできません。